

番号	質問等の内容	質問等に対する回答	備考
1	<p>特記仕様書:第8 情報の保管及び管理 (2) ア に記載されている「個人情報及び要機密情報」について。 本業務についてどのような情報・データが個人情報及び要機密情報に該当すると想定されますか？ ブイからメールデータ、現場で取得される観測データ及び野帳、連絡体系表などがデータとして考えられますが、個人情報及び要機密情報に該当する場合、その保管を厳密にする必要があると考えます。 特に要機密情報について判断が難しく、基準等あればご提示いただければ幸いです。</p>	<p>当該業務で、当機構が要機密情報と判断するところは、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第5条4項ホ調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ」がある場合であり、具体的には、公表前の取扱データ全てを要機密情報として該当しております。 つきましては、ご質問いただきました内容のとおり、ブイからメールデータ、現場で取得される観測データ及び野帳等全データにつきまして、公表前データは全て要機密情報として取扱願います。</p>	
2	<p>特記仕様書:第8 情報の保管及び管理 (2) ケ に記載されている「教育及び研修の計画及び実施状況」について。 月1程度などの定期的な研修が必要でしょうか？それとも業務開始前に周知・徹底を実施すれば問題ないでしょうか？計画の参考とさせていただきますたく存じます。</p>	<p>当該業務に携わる対象者全員に業務開始前の周知及び取扱等ご説明をいただき、配付資料(案)⑥特許仕様書第8(2)ケ「教育・研修報告「業務従事者全員への教育及び研修の実施状況の報告について」」をご提出しますようお願い致します。</p>	

--	--	--	--

※質問内容に個人に関する情報であって特定の個人を識別し得る記述がある場合及び法人等の財産権等を侵害するおそれのある記述がある場合には、当該箇所を伏せ又は当該質問を掲載していません。

上記の内容を具備していれば、書式は任意に作成して構いません。